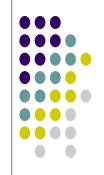
くらしと憲法



新年のごあいさつ

「憲法施行70周年のこの年に」

明けましておめでとうございます。

今年は、国際情勢をみると、1月20日にトランプ大統領就任、3月オランダ議会選挙、4月から5月にかけてフランス大統領選挙、9月、ドイツ連邦議会選挙などの重要な政治日程があり、イギリスのEU離脱交渉も正式に開始されます。

★明文改憲をめぐるうごき

安倍首相は元旦に、「所感」を発表し、4 日、伊勢神宮に参拝したあとの記者会見など で憲法「改正」に取り組む姿勢を強調しまし た。「本年は憲法施行から70年の節目の年」 としたうえで、芦田均元首相の憲法制定時の 発言を引用しながら、「いまを生きる私たち も、未来を生きる世代に『希望の光』を与えな ければならない」(年頭所感)などと繰り返しま した。さらに、自民党本部の5日の仕事始め 式であいさつし、「憲法施行から70年の節目 の年でもあります。新しい時代にふさわしい憲 法はどんな憲法か。今年はいよいよ議論を深 め、段々姿、形作っていく年にしていきたいな と、このように思う次第であります。そのために それぞれが責任を果たしていくことが求めら れます」と述べています。

一方、安倍晋三首相が昨年10月、自民党の保岡興治憲法改正推進本部長と会談した際、日本維新の会の憲法改正原案に盛り込まれた「教育無償化」を改憲項目として例示していたことが分かってきました。教育無償化は野党や国民の賛同も得やすいとの思惑があるとみられ、20日召集の通常国会以降、本

格化する改憲項目絞り込みの焦点の一つになりそうです。

★通常国会での論議

国家予算案、97兆4500億の内訳は、歳入 では、税収その他で63兆、公債34兆3700億 に対して、歳出は、社会保障32兆、公共事業 5兆9700億、文教科学振興5兆3500億、防衛 5兆1200億、国債費が23兆5200億という内容 で、国民のくらしに冷たく、国債に依拠した予 算案になっています。予算審議以外では、三 度にわたって廃案になった共謀罪(組織犯罪 処罰法改正案)を提出しようとしています。政 府原案の対象犯罪は676もあり、2020年の東 京五輪・パラリンピックのテロ対策を口実に成 立を目指しています。これに対して、日弁連、 全国の弁護士会会長の反対声明がすでに 34も発表され、1月19日、20日には院内集会 が開催されました。その他、衆議院選挙定数 の10減(小選挙区6比例定数4)のための区 割り審議会の勧告、公職選挙法の改正が予 定されています。

★憲法施行70周年のこの年に

京都憲法会議は、施行70周年に相応しく 旺盛に活動していきたいと思います。春、秋 の憲法のつどいを軸に、今年は憲法ゼミナー ルを開催し、2月から毎月学習する場を設け たいと考えています。みなさんの積極的な参 加を願っています。

(事務局長 木藤伸一朗)



くらしと憲法 2017年 1月26日発行



憲法記念秋のつどい2016 報告

「世論民主主義とメディアの自由」

2016年11月20日午後、京都弁護士会館地下ホールにて京都憲法会議と自由法曹団京都支部の共催で「憲法記念秋のつどい」を開催し、約80名の参加がありました。佐藤卓己さん(京都大学大学院教育学研究科教授)が『世論民主主義とメディアの自由』と題して講演しました。以下、佐藤講演の要旨を記します。

「メディアの自由」を脅かす権力とは?

「国境なき記者団」による報道の自由度ランキングで、日本は世界61位(2015年)に、2016年では72位に下がっているが、これは安倍政権に原因があるのだろうか。第1次安倍政権や福田、麻生政権でも自由度が連続して上昇しており、長期安定政権では自由度が低迷し短期政権では自由度が高まる、すなわち「メディアの自由」を脅か



す権力とは、外的垂直権力(国家権力)だけでな く、空気=世論の「内的水平権力」としての自己 規制もあるのだ。この「体感自由」を規定している のが世論調査政治である。安倍政権は、選挙戦 では国民の関心の高い経済政策を掲げて議席 を増やし(「種まき期」)、その後、「よろん」の支持 が低くなっても取り組みたい安保法制などを断行 する(「収穫期」)を繰り返すという世論調査政治 を行っている。とはいえ、小泉内閣後の政権が、 世論調査政治のデッドラインとされる「支持率 20%」を1年前後で割って退陣に追い込まれたこ とを考えると、安倍内閣の支持率の高止まりは驚 異的である。

「世論」か「輿論」か?

世論(セロン)という明 治の新語は、福沢諭吉 などが世間の雰囲気 (popular sentiments)を 批判するために使い始 めたもので、大正期まで



は公的意見(public opinion)を意味する輿論(ヨ ロン)と区別されていた。1920年代の「政治の大 衆化」の中で「輿論の世論化」が進み、戦時体制 期に感情的な国論が前景化する。「ブルジョア的 公共性」から「ファシスト的公共性」へ、「理性的 討議による合意」から「情緒的参加による共感」 へ、「タテマエの言葉」から「ホンネの肉声」へと いった変化である。そして、戦後46年の当用漢字 表で「與」が制限漢字となったため、「輿論」の代 わりに「世論」と書いてヨロンと読ませるようにな る。ちなみに中国・台湾・韓国という漢字文化圏 でpublic opinionの訳語に「世論」を使用している のは日本のみである。戦前・戦中・戦後のメディ アで連続していえるのは「輿論の世論化」であり、 「輿論指導のメディア」から「世論反映のメディア」 への発展である。そこでは、新聞の世論反映+ 視聴率至上主義へと行きつき、その帰結として思 考を中抜きする合意形成、さらには政治の選挙 至上主義に至るのである。

世論調査政治としてのトランプ勝利

世論調査政治は諸外国でも見られる現象である。日本において集団的自衛権行使につき、20代に賛成が多かったのに対し、70歳以上は反対が多いとその違いは鮮明だった(例えば、16年4月9・10日朝日新聞調査)。集団的自衛権行使への反対を社論とする新聞を、多くの若者は高齢者向けの特殊感情を代表具現するメディアとみなす可能性がある。輿論指導という言論機関

の理想も、「上から目線」として「ふつうの人々」に 拒絶されるかもしれない。「世論の輿論化」のため には、メディアリテラシーの自己教育が必要であ る。現実原理による遅延報酬としての「輿論」か、 快楽原理による即時報酬としての「世論」か、絶え ず自問する複眼的思考が重要であり、改めて両 者を識別する基準は、他者の存在を前提とした 「時間に耐える強度」の有無であろう。

(文責:事務局次長 奥野恒久) 【参考文献】佐藤卓己「新聞は世論調査政治に のらずに『ふつうの声』に真摯に向き合え」 Journalism 2016年12月号



第1回 憲法ゼミナール (緊急学習会)の報告

「参院選挙後の改憲動向と 憲法運動の課題 |

はや6ヶ月前となりましたが、参議院議員選挙後の2016年7月28日に、京都憲法会議主催で緊急学習会を開催し、30数名の方に参加いただきました。この学習会では、「参院選挙後の改憲動向と憲法運動の課題」というテーマで、中島茂樹さん(立命館大学名誉教授・京都憲法会議代表幹事)に報告をいただき、その後、それを受けて参加者で議論をしました。

中島報告では、まず、参院選の結果、改憲派政党で衆参両院とも3分の2を超えたことによって、参院選前のように改憲に賛成か反対かではなく、改憲するとすればどの条項をどのような方法で改憲するかに議論が移っていくだろうこと、また、国会審議の形骸化も進むのではないかということが指摘されました。

次に安倍政権について、安倍政権の「グローバル競争大国」路線は、外務・防衛官僚層/新自由主義改革担当官僚/「日本会議」メンバーという3つの勢力によって推進されているが、安倍内閣は「日本会議」内閣といえるものであり、その「日本会議」とその中枢・周辺にいる人の政治思想は、自民族優越主義・天皇中心主義・国民主権の否定・過剰なまでの国家重視と人権の軽視・政教分離の否定を特徴とするという分析が示されました。

そこで、「国のかたち」をめぐっては、日本国憲法の民主主義的立憲国家と自民党改憲案の復古的・権威主義的国家との闘いとなることが指摘され、「天皇を戴く国家」という安倍"壊憲"の国家像を示す自民党改憲案に即し、自民党改憲案にいう国民主権は、「天皇を戴く国家」の枠組みで認められるにすぎない「主権」であること、「公益及び公の秩序」による人権の制限は「天皇を戴く国家」への忠誠義務であること、国民の憲法尊重擁護義務の規定は、憲法を国家の権力行使を枠づける規範から「国家が国民を支配する道具としての憲法」に変えるものであると批判されました。

続いて、このような安倍"壊憲"の戦略プランとして、放送局や学校教育現場に対する「(政治的)中立」イデオロギーによる統制といった"壊憲"に向けた政治的土壌づくりがはじまっており、テロ対策や東京オリンピックを口実にした"共謀罪"の新設もその一環であること、また、全面"壊憲"に向けた政治的スケジュールとして、環境権・教育費無償化・衆参ねじれの場合の再議決条項の緩和・憲法改正手続の緩和などの"お試し改憲"/緊急事態条項の導入/9条"改憲"があげられ、その問題点が検討されました。

最後に、このような安倍"壊憲"阻止のためには、①アベノミクス批判の徹底とこれに対置する経済再生プランの策定、②日本国憲法(民主主義的立憲国家)vs自民党改憲案(復古的・権威主義的国家)という対立軸の明確化、③野党共闘を含む改憲阻止勢力の主体形成が必要であることが提起されました。

報告後の討論では、"お試し改憲"の1つとしての教育費無償化のための改憲提案の大学生・ 高校生の受け止め方や、マス・メディアの状況に どう対応すればいいかなどについても質問が出され、議論がなされました。

『考えてみませんか? わたしたちの未来、 ───── そして、この国のこと。』



労働、福祉、教育、選挙制度、立憲主義、緊急事態条項、戦争法など、さまざまな視点を提供し、私たちの未来を考えるリーフレットです。全8頁。京都憲法会議のHPでもご覧いただけます。 (2016年6月22日発行)



第2回 憲法ゼミナール (改憲問題研究会)の報告

「歴史の中の天皇制 -天皇の生前退位問題を中心に」

2016年12月15日、第2回憲法ゼミナールが表 記のテーマで開催されました。講師は、出原政 雄さん(同志社大学法学部教授・日本政治思 想史)で、ご専門の研究成果をふまえた密度の 濃い興味深い内容でした。

現行の皇室典範第4条は、天皇逝去と同時に 皇嗣が皇位を継承する規定になっており、「生 前譲位」は過去にあまり例がないかのような報道 もあります。

しかしながら実は、第35代皇極天皇から明治 天皇までの87代の皇位継承のうち、なんと57件 が譲位(即ち、生前退位)によるという事実を指 摘されました。生前退位を否定したのは、実は1 889年2月11日(大日本帝国憲法公布と同日) 制定の皇室典範なのです。現行憲法制定の際 も、皇室典範の改正が論議されましたが、結 局、内容的には大日本帝国憲法下のものとほと んど変わらず、現行法体系のもとでは「法律」と 位置づけられるはずですが、「皇室典範」という 名称が、そのまま引き継がれました。但し、三笠 宮が提出した意見書の中で、生前退位を認め ないのは憲法18条違反であること、女帝を認め ることや皇族の婚姻の自由の緩和も提案してい るそうです。

天皇の地位が「主権の存する日本国民の総 意に基く」(憲法第1条)以上、主権者としては議 論する責務はあると思われる旨、出原さんは指 摘されました。

この点で、世論の動向は、生前退位を可能とする制度改正が、「必要」84%、「不必要」11%です(「読売」2016年8月5日)。また、すべての天皇に退位を認める制度改正が66%、現在の天皇のためだけの特例法が25%です(「読売」2016年11月3日)。

しかしながら、政府が設置した「有識者会議」 の議論や、現在の国会議員に対する調査の結 果は、一般国民の上記世論調査の結果と明ら かにかけ離れています。

生前退位を認めたくない、あるいは現天皇だけの特例法にしたいという論者は、これを認めると、さまざまな弊害(上皇の影響、恣意的譲位をめぐる争い等)が危惧されるとしています。しかし、その根底には天照大神(皇祖)から連綿として継承される「万世一系」天皇観があると出原さんは指摘されました。

また、出原さんは自民党憲法改正草案(2012年4月)の「前文」の「天皇を戴く国家」、「良き伝統と我々の国家を未永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」、同第1条の天皇の元首化と、現在の生前退位問題の議論との関係にも注視することが重要であることを指摘されました。

この問題について国会で議論が開始されますが、「有識者会議」の「論点整理」にとらわれず、 憲法の根本精神である個人の尊厳という観点 から、国権の最高機関である国会にふさわしい 慎重な議論が望まれます。また主権者国民に 充分開かれた議論が望まれます。



これからの 憲法ゼミナール

★第3回

· 日時: 2月17日(金) 19時~

• 講師: 奥田宏司さん (立命館大学特任教授)

『アベノミクスと

日本経済の行方』(仮)

・会場:ハートピア京都 視聴覚室

*「第2回改憲問題研究会」として案内 していたものですが、部屋が変更になっ ています。ご注意ください。

★第4回

日時:3月10日(金)19時~

・講師: 渕野貴生さん

(立命館大学法科大学院教授)

『共謀罪と刑事裁判』(仮)

•会場:未定

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館 http://www.kyoto-kenpokaigi.com/ e-mail:info@kyoto-kenpokaigi.com FAX:075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

